

## 工事請負(仮)契約書(案)

発注者 \_\_\_\_\_ と  
受注者 \_\_\_\_\_ とは  
(工事名称) \_\_\_\_\_ 工事  
の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、設計業務(基本設計及び実施設計)及び工事  
監理業務を含む工事請負契約を締結する。

1. 工事場所 \_\_\_\_\_
2. 工期 着手 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
完成 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
引渡日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
3. 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ . —  
うち 基本実施設計業務価格 \_\_\_\_\_ . —  
工事監理業務価格 \_\_\_\_\_ . —  
取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ . —

(注) 請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた額。

4. 請負代金の支払 基本設計完了時 \_\_\_\_\_ . —  
実施設計完了時 \_\_\_\_\_ . —  
工事監理完了時 \_\_\_\_\_ . —  
工事着工時 \_\_\_\_\_ . —  
工事中間時 \_\_\_\_\_ . —  
工事竣工時 \_\_\_\_\_ . —  
支払方法 指定口座に振込 \_\_\_\_\_

5. (1) 部分使用の有無(有 ☒ 無) (2) 部分引渡しの有無(有 ☒ 無) (3) 仲裁合意の有無(有 ☒ 無)  
(4) 種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の  
履行に関して構すべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無(有 ☒ 無) (建設  
業法第19条第1項第013号)  
① この工事が、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第  
66号)に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合、講ずべき瑕疵  
担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容(保証金の供託又は責任保険契約  
の締結)は、添付別紙のとおりとする。  
② 上記①を除くその他の措置の内容 \_\_\_\_\_  
(5) 工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無(有 ☒ 無) (建設業法第19条第1項第4号)  
工事を施工しない日 \_\_\_\_\_ 工事を施工しない時間帯 \_\_\_\_\_
6. 解体工事に要する費用等  
この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第  
9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事  
項については、添付別紙のとおりとする。
7. 建設発生土の搬出先等  
(1) 建設発生土の発生予定の有無(有 ☒ 無)  
(2) 上記(1)で、有りの場合  
発注者による搬出先指定の有無(有 ☒ 無)  
① 発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、仕様書に定めるとおりとする。

② 発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。

(3) 発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。

(4) 上記(2)(3)の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第1項及び第5項)

※建設発生土については、体積500㎥以上を搬出する場合に該当

## 8. そ の 他

.....  
.....  
.....  
.....

この契約の証として本書2通を作り、発注者及び受注者が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

〈発注者〉

住所又は所在地 .....

氏名又は名称 ..... 印

同保証人(住所又は所在地及び氏名又は名称)

..... 印

〈受注者〉

住所又は所在地 .....

共同企業体名称 ..... 印

代表企業名 ..... 印

同保証人(住所又は所在地及び氏名又は名称)

..... 印

- (注) ・保証人を立てない場合は、空欄とする。  
・その他の方法を用いる場合は、その方法を「8.その他」欄に記入する。  
・保証人が個人である場合、この保証は民法第465条の2に定める個人根保証となることから別途に債権者(保証される者)との間で、保証契約を締結し、極度額を定める必要がある。  
・保証人(法人を除く。以下この文において同じ。)を立てる場合は保証人に対して民法第465条の10第1項に規定する情報提供義務が発生することに留意すること。

上記工事に關し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務(建築士法第2条第8項で定める工事監理、並びに同法第18条第3項および第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監理者 ..... 印

工事請負契約書用紙改正

平成元年 2月、平成 9年 4月、平成 9年 9月、平成14年 5月、平成19年5月、平成20年11月、  
平成21年 5月、平成23年5月、平成28年3月、令和2年4月、令和5年1月

(民間(七会)連合協定用紙)

[裏面参照のうえ建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

## 仲 裁 合 意 書

工 事 名 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_ 0 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日締結した上記建設工事の請負契約に関し紛争が生じた場合は、民間（七会）連合協定工事請負契約約款第34条（2）の規定に基づき、建設業法により定められた下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管 轄 審 査 会 名 \_\_\_\_\_ 青森県 \_\_\_\_\_ 建設工事紛争審査会  
〔 管轄審査会名の記入していない場合は、建設業法第 25 条の 9 第 1 項  
または第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。 〕

令和 年 月 日

発 注 者 \_\_\_\_\_

同 保 証 人 \_\_\_\_\_

受 注 者 \_\_\_\_\_

同 保 証 人 \_\_\_\_\_

# 仲 裁 合 意 書 に つ い て

- 1) 建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき国土交通省に中央審査会が、各都道府県に当該都道府県審査会がそれぞれ設置されており、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、あっせん・調停および仲裁を行っている。審査会の管轄は、請負者が大臣許可業者であるときは中央審査会、知事許可業者であるときは当該都道府県審査会を原則とするが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることができる。

ここであっせんおよび調停は当事者のいずれか一方の申し出によって受理されるが、裁判所の訴訟に代えて審査会の仲裁に付するためには、当事者の合意が必要であるので、民間（七会）連合協定工事請負契約約款第34条(2)の規定により仲裁に付する場合の仲裁合意書を添付した。

ただし、消費者である発注者は、受注者との間に成立した仲裁合意を解除することができる。また、事業者の申し立てによる仲裁手続きの第1回口頭審理期日において、消費者(発注者)である当事者が出頭せず、または解除権を放棄する旨の意思を表明しないときは、仲裁合意を解除したものとみなされる。

- 2) 適法になされた審査会の仲裁判断は、裁判所の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても裁判所で争うことはできなくなる。

なお、建設工事紛争審査会の仲裁制度はいわゆる一審制であり、その手続きは、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

- 3) 請負契約において保証人を立てた場合、保証人が当事者として仲裁合意に加わらないときは、当該保証人の欄を抹消する。